教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価報告書
（平成２４年度実績）

平成２５年８月

室 蘭 市 教 育 委 員 会

ー 目 次 ー

Ⅰ　点検・評価制度の概要・・1
１　経緯
２　目的
３　対象事業の考え方
４　学識経験者の知見の活用

Ⅱ　点検・評価の結果・・3
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
１　「確かな学力」の向上について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
２　「豊かな心」を育む教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
３　「健やかな体」を育成する教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
４　特別支援教育の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
５　特色ある教育活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
６　幼児教育の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
７　私学に対する支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
８　不審者対策について・・１６
９　いじめ問題について・・１７
１０　不登校や虐待の問題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
１１　規範意識の低下に対する取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
１２　危機管理の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
１３　学校と地域の連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
１４　放課後の児童対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
１５　若者の抱える問題の深刻化への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
１６　学校給食について・・２５
１７　学習環境の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
第３　生涯学習の推進について
１８　文化振興について・・２８
１９　文化財の保護と活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
２０　読書活動推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
２１　男女平等参画社会の形成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
２２　スポーツ振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

Ⅲ　学識経験者の意見
１　意見提出者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
２　点検及び評価に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

＜参考資料＞
平成２４年度　室蘭市教育行政方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

Ⅰ　点検・評価制度の概要

１　経緯

平成１８年１２月の教育基本法の改正及び平成１９年３月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成１９年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成２０年４月から施行されました。

そのため、本市としても、平成２０年度から「教育委員会の責任体制の明確化」を目指すため、同法第２７条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を実施するものです。

２　目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会であります。その特性は、専門的な行政官で構成される事務局を、多様な属性を持った複数の委員による合議により、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現するものです。

事務の点検・評価は、上記地教行法第２７条の規定に基づき、教育委員会が、教育長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価をすることにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

３　対象事業の考え方

本年の点検・評価の対象事業は，これまでの考えに基づき平成２４年度分の事業実績としました。その対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど地教行法第２３条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務をはじめ、市長の補助執行として行っている事務を含む、本委員会が所管するすべての事務としています。

事業のまとめ方については、平成２４年度室蘭市教育行政方針に位置付けられ、室蘭市教育委員会において実施した主な施策・事業等を網羅する形で対象事業を選定しました。

４　学識経験者の知見の活用

地教行法第２７条第２項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を行うため、教育委員会が行った施策・事業等の実施状況についての点検及び評価の客観性を確保し、今後の取組に向けた活用を図るため、今年度も教育に関して学識経験を有する方から点検及び評価に関する意見や助言をいただきました。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２７条　教育委員会は，毎年，その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第３項の既定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，公表しなければならない。

２　教育委員会は，前項の点検及び評価を行うに当たっては，教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅱ　点検・評価の結果

今年度についても、室蘭市教育委員会で示した平成２４年度の教育行政方針に基づき、この教育行政方針に掲げられた重点項目に盛り込まれた施策･事業の内容と成果について点検・評価を実施しました。

なお、教育行政方針の詳しい内容につきましては、＜参考資料＞平成２４年度室蘭市教育行政方針を参照してください。

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
１　「確かな学力」の向上について
平成２４年度の取組状況
【学力向上基本計画に基づく学力向上への取組】 児童生徒の学力向上を図るため、「学力向上基本計画」に基づいた取組を推進するとともに、各学校における取組状況の点検評価を実施した。 【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】 本市独自の標準学力調査を小学校３年、５年、中学校２年で実施し、各校の児童生徒の学習状況を把握するとともに、本市全体の結果分析や各校における結果分析に基づき、学校ごとに学力向上改善プランの作成・見直しを行った。 また、学力向上に係る小・中学校間の連携強化を目的に「室蘭市学力向上基本計画連絡協議会」を開催し、中学校区ごとの情報交流を行った。 【児童生徒の学力向上を図るための授業改善と教師の授業力向上】 学力の向上を図るための授業改善や教員の授業力向上を目指し、以下の取組を行った。①室蘭市学力向上研究奨励校事業の実施（旭ヶ丘小学校、翔陽中学校）、②室蘭市教育研究所公開授業（研究授業２回、公開授業２回）、生徒指導及び教科指導等の研修講座の実施、家庭における生活・学習習慣に係る「家庭教育のすすめ」の作成と市内全保護者への配布、③室蘭市パイロットスクール研究奨励校事業（海陽小学校、旭ヶ丘小学校、港北中学校） 【指導主事による学校訪問での指導助言】 市内全小中学校の校内研修に関わる授業研究に、胆振教育局および本市指導主事が参加し、指導助言を行った。
成果・課題等
≪成果≫ 【学力向上基本計画】 各小・中学校の学力向上基本計画に基づいた取組や学力向上改善プランの取組により、授業改善（図られた学校約４割、おおむね図られた学校約６割）、研修体制の改善（図られた学校約４割、おおむね図られた学校約６割）、学習・生活習慣の改善（図られた学校約２割、おおむね図られた学校約８割）において成果が見られた。 【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】 全国学力・学習状況調査の学力面の結果は、全道平均と同程度であった。特に中学校については、全ての科目において全国水準に達している。また、同一学年集団の経年比較（小６→中３）では、学力が大幅に向上している。 本市独自の標準学力調査の結果は、全国との比較において、小学校の国語ではおよそ６割

の学校が同水準以上、算数ではおよそ３割の学校が同水準以上で、それ以外の学校は低い及びかなり低い。中学校は国語・数学ともにおよそ６割の学校で全国と同水準以上、英語は９割の学校において同水準以上の結果であった。それ以外の学校は低い。

また、同一生徒児童の経年比較（小５→中２）では、学力が大幅に向上している。

各学校では各調査を分析した上で、指導計画の改善と修正を実施し、児童生徒の実態に即したきめ細かな指導など、具体的な学習の手立てや指導方法について実践できた。

【児童生徒の学力向上を図るための授業改善と教師の授業力向上】

研究奨励校である旭ヶ丘小学校では、効果的な言語活動を取り入れた課題解決の場の設定や、伝え合い、学び合う学習活動の工夫を通して児童が主体的に学び続ける姿や自らの考えを積極的に表現する姿が見られた。翔陽中学校では、教師の研究体制を整備するとともに、確かな学力の土台となる基礎的・基本的な力を身に付けられるよう、授業実践を中心とした研究を進めたことにより、生徒の学習意欲や活用力において向上が見られた。教育研究所の公開授業や研修事業には、市内の多くの教員が参加し、研究協議が実施された他、成果と課題を自校に持ち帰り、日々の授業実践に活かしている。

各種研究奨励校事業及び教育研究所の公開授業については、公開授業や研究発表等を通じて、その成果を市内各校へ還元することができた。

【指導主事による学校訪問での指導助言】

市内全小中学校の校内研究に係る授業研究会に、胆振教育局及び本市指導主事が参加して、新学習指導要領の指導内容や指導方法の工夫改善に係わる指導助言が実施でき、確かな学力を育成する観点において成果があった。

≪課題≫

【学力向上基本計画】

３カ年計画の最終年に当たり、「学力向上基本計画」に基づく各種事業、取組の点検評価を行い、成果と課題を明確にしていくことが必要である。

【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】

全国学力・学習状況調査や本市独自の標準学力調査の結果分析を継続して進め、各学校の児童生徒の実態に即した学力向上改善プランの修正を適宜実施し、市内全小中学校が全国水準の学力に達するように、スピード感をもって実効性のある具体的な取組を推進していく必要がある。

【児童生徒の学力向上を図るための授業改善、教師の授業力向上】

今後も引き続き、教師の指導力向上を目的とした研究奨励校の指定と併せて、教育研究所における先進的な研究実践を継続しながら、指導理論が教育実践に結びつく取組が必要である。

【指導主事による学校訪問での指導助言】

本市の課題の一つであった指導主事の訪問が市内全小中学校で実施できるようになったが、今後も継続的な指導主事の指導助言等が必要である。

今後の展開の考え方
【学力向上基本計画】 「室蘭市学力向上基本計画」（平成２３年度～２５年度）の成果と課題を検証し、室蘭市の子どもたちの確かな学力の定着に向けて、学力向上の取組の充実を図っていく。 【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】 各学校が児童生徒の実態に即し作成した学力向上改善プランの見直しや修正を実施し、より効果的な学習活動が実践できるよう指導・助言に努める。 小学校において学年複数学級の学校に比べ、学年単学級の学校に課題があることから学年単学級の学校に学習支援教員の配置を継続していく。 【児童生徒の学力向上を図るための授業改善、教師の授業力向上】 授業改善や授業力の向上を一層効果的に推進していくために、①研究奨励校事業の見直し、②授業評価の取組推進、③小・中学校の連携強化等の取組を教育研究所の３カ年の研究の成果と課題を明確にし、２６年度以降の研究の方向性と研究体制について立案する。 【指導主事による学校訪問での指導助言】 今後においても、引き続き指導主事の学校訪問による指導助言等を行う中で、授業改善や教師の指導力向上を図っていきたい。

●**担当課**「指導班」

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
２　「豊かな心」を育む教育について
平成２４年度の取組状況
１．児童生徒の豊かな心を育むために、地域の教育力を活用した自然体験や社会体験等の豊かな体験活動の取組の充実を図った。また、教育諸活動における様々な道徳的な価値を補充・深化・統合していくための道徳の時間の工夫・改善に努めた。 【自らの生き方の自覚を深める道徳的実践力の育成と体験活動の工夫】 【道徳推進教師を中心に、全教師が協力して道徳の時間の充実を図る】 ２．児童生徒理解を深め、社会性や豊かな人間関係の確立を図る積極的な生徒指導の推進を図った。 【発達段階に応じた多様な体験活動の推進と自己指導力の向上】 【心に寄り添う生徒指導と学級経営、教育相談体制の充実】
成果・課題等
≪成果≫ 道徳教育については、道徳推進教師が学校で１名専任され、年間指導計画を各学校の行事や各教科と関連付けしたものに整備したほか、市内全小中学校に道徳副読本を配備し、教育活動全体を通して道徳的実践力の育成が図られた。 社会性や豊かな人間関係の確立を図る生徒指導の推進としての取組は、学校行事や発達段階に応じた多様な体験活動を通して、自己指導力の向上を図る取組が行われた。 ≪課題≫ 道徳教育の要である「道徳の時間」の充実を図るために、各校における校内研修や授業研究等を積極的に推進していくことが重要である。 生徒指導に関しては、引き続き児童生徒の理解に努めるとともに、各学校における積極的な生徒指導の展開を通じて自己指導力育成に努めたい。
今後の展開の考え方
豊かな心の一層の育成を図るため、家庭や地域社会、関係団体との連携を強化するとともに、道徳教育に係る校内研究を促進し、児童生徒の心に響く道徳教育の活性化を図っていく。

●担当課　「指導班」

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

３　「健やかな体」を育成する教育について

平成２４年度の取組状況

１．（１）栄養教諭が小学校３年生から小学校６年生を対象に、学年毎に指導案を作成し食育指導を実施した。また、中学生を対象のリクエスト献立も実施した。

・小学校３年生（食べ物の働き）　・・・　１５校
・小学校４年生（カルシウム指導）　・・・　１８校
・小学校５年生（リクエスト献立）　・・・　１６校
・小学校６年生（給食式バイキング）　・・・　１８校
・中学生（リクエスト献立）　・・・　４校

（２）食育指導の実施に伴い、アンケート調査を実施した。
（３）安心・安全な食材をいかした、献立作成に努めた。
（４）保護者の試食会を実施した。

２．フッ化物洗口の全小中学校での実施

３．体力の向上については、各学校における新体力テストの実施拡充を図るとともに、体力向上を図るための１校１実践の取組を推進するなどの取組を行った。また、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の一層の推進及び基本的な生活習慣の改善については、市内全小・中学校の保護者を対象に「家庭教育のすすめ」のパンフレットを配布し、家庭における規則正しい生活習慣の充実についての啓発を行った。

成果・課題等

≪成果≫

１．（１）学校給食を生きた教材として、健全な食生活等について児童生徒に提供することができた。
（２）調理等の業務委託に伴い、栄養教諭の負担軽減により、１１月から範囲を広げ小学校３年生を対象に食指導を実施することができた。
（３）栄養教諭の配置校以外のほとんどの学校で食育指導を実施することができた。
（４）食育指導実施後のアンケート結果として、年４回「食通信」を配布し、今の子ども達の現状をお知らせできた。

２．平成２１年６月に施行された「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」により、効果的な歯科保健対策として小・中学校におけるフッ化物洗口の推進が盛り込まれ、平成２２年度から２４年度までの３年間に全市町村でのフッ化物洗口実施が目標とされたことから、本市でも平成２３年１０月より小中学校 7 校で実施しており、平成２４年度は残り１９校でも１０月から１１月にかけてフッ化物洗口を開始した。

３．各学校において１校１実践等の体力向上の取組の充実を図ることができた。また、基本的な生活習慣の改善については、パンフレットの配布を通じて保護者への意識啓発を行うことができた。

≪課題≫

１．児童生徒の食習慣や食に関する食育指導について、今後も各家庭と連携した取組を推進する必要がある。

２．小中学校でのフッ化物洗口は、申し込みのあった児童生徒に対して実施しており、平成２４年度の実施割合は７７．６％（小学校８６．２％、中学校６０．４％）と、特に中学校の実施割合が低かったことから、児童生徒と保護者への理解や関心を高めるための取組が必要。

３．児童生徒の体力については、全道的傾向として、全国平均を下回っている現状であり、引き続き、学校課題に応じた取組の推進が必須である。また、基本的な生活習慣の改善に係る保護者への啓発については、今後も学校と保護者との一層の連携を深めながら子どもたちの具体的な生活改善につなげていくことが必要である。

今後の展開の考え方

１．調理等の業務委託が１年を経過し、栄養教諭を中心とした、継続的な食育指導も含め更なる食育指導の充実を図る。

２．フッ化物洗口実施によるう蝕予防効果の検証を十分に行いながら、フッ化物洗口の促進に努めていく。

３．体力の向上については、平成２５年度は全国体力・運動能力調査が悉皆調査となることから、各校ならびに本市全体としての傾向を分析し、課題点を明らかにした上で、具体的な対応を図る必要がある。また、基本的な生活習慣の改善に係る保護者への啓発については、社会教育等の連携を一層図りながら取組の推進に努めていくことが重要である。

●担当課　　「学校給食センター」、「学校教育課」、「指導班」

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
４　特別支援教育の充実について
平成２４年度の取組状況
１．特別支援教育コーディネーターを活用した教育相談 ７６件（Ｈ２３）　→　５４件（Ｈ２４） ２．特別支援教育支援員の配置 ・特別支援学級　２１人（Ｈ２３）　→　２６人（Ｈ２４） ・通常学級　１０人（Ｈ２３）　→　１２人（Ｈ２４） ３．就学相談員の配置　２人（Ｈ２３）　→　２人（Ｈ２４）
成果・課題等
≪成果≫ 特別支援教育コーディネーター（※注１）の派遣や特別支援教育支援員（※注２）の配置(特別支援学級と通常学級)、就学相談員の市教委への配置により、障がいのある児童生徒の支援体制や学校・保護者への相談体制の充実、強化を図っている。 ≪課題≫ 保護者の理解促進や支援体制の整備等により、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加は続いており、今後もきめ細かな支援を続けていく必要がある。 また、小１プロブレム（※注３）への対応として、幼稚園・保育所との更なる連携強化や就学前児童の保護者への特別支援教育に対する理解の促進を図る必要がある。
今後の展開の考え方
対象児童生徒の増加に対応した指導・相談体制の強化を図り、保護者への相談支援や関係職員への研修を充実させていく。 また、就学前児童のスムーズな小学校入学のために、幼稚園・保育所との定期的な情報交換、保護者への就学相談・情報提供を積極的に進めていく。

●担当課　「指導班」、「学校教育課」

※注１　特別支援教育コーディネーターは、特別支援学校の教員の専門性を活かし，地域における特殊教育に関する相談のセンター的な機能を推進する役割として、小中学校を訪問し担任への指導支援、校内体制の助言等を行います。

※注２　特別支援教育支援員は、小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポート等を行います。

※注３　小１プロブレムとは、環境の変化等により小学校に入学したばかりの児童が落ち着いて教師の話を聞けずに騒いだり、教室を歩き回るなど授業が成立しない問題。

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

５　特色ある教育活動について

平成２４年度の取組状況

１．世界に通じる子どもたちの育成事業として、児童生徒を対象とした室蘭工業大学の留学生を招いた講話の実施（むろらん子どもサミット・マレーシアの学校生活）、小学校４年生を対象とした「むろらんイングリッシュ・デイ」（ALT と遊ぼう）の開催、ノックスビル市中学生海外交流事業報告会の参加者拡大の取組を行った。

２．昨年度に引き続き、外国語指導助手（ALT）を３名とし、小学校の外国語活動の充実を図った。

３．ものづくりのまち室蘭に関連する事業として、室蘭工業大学との連携や職場体験学習を通して児童生徒の生き方や望ましい職業観・勤労観を育む進路指導の充実に努めた。

４．郷土室蘭の豊かな自然や環境に親しみを持ち、人間と環境との関わりについて理解を深めるため、港ふるさと体験学習を引き続き実施した。

５．環境保全に主体的にかかわる態度を育成する目的から環境教育教材として、「交通エコロジー教室」（市内小学校３校）を開催し、子どもたちの環境保全の意識を高めた。

成果・課題等

≪成果≫

世界に通じる子どもたちの育成事業を通じて、児童生徒が世界に目を向け、日本と異なる文化や習慣への理解を深めることができた。また、小学校の外国語活動の充実のため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を外国語活動に派遣することにより、生（なま）の英語に触れる機会を通して、コミュニケーション能力の育成を図ることができた。

室蘭工業大学との連携したものづくり体験活動や中学校の総合的な学習の時間で実施している職場体験学習を通して、望ましい生き方や職業観・勤労観を育む進路指導の充実が図られた。

港ふるさと体験学習では、北海道大学水産学部海藻研究所や市農水産課、海上保安庁、市内企業の協力を得て、ふるさと室蘭の文化や産業を学習したり、人間と環境との関わりについて理解を深めることができた。

環境教育教材として、「交通エコロジー教室」（市内小学校３校）を開催し、環境保全に主体的に関わるための環境学習の効果を高めるとともに、関係部局と連携した環境教育を推進することができた。

≪課題≫

世界に通じる子どもたちの育成事業については、子どもたちが主体的に活動に参加し、異文化理解はもとより自国の文化への理解を深めることができるプログラム開発や地域人材の発掘等が必要である。

小学校へのＡＬＴの派遣については、ＡＬＴと担任との連携を一層密にしながら、より効果的な指導方法を工夫・改善していくことが重要である。

室蘭工業大学や関係団体等と連携したものづくり体験活動については、今後も市長部局や関係団体と連携協議しながら、その充実を図っていくことが必要である。

港ふるさと体験学習については、各学校や子ども達からも好評の事業なので今後も関係機関や団体の協力を得ながら、事業内容の充実に努めていくことが重要である。

環境教育については、各学校における取組の一層の充実を積極的に支援していくことが必要である。

今後の展開の考え方

世界に通じる子どもたちの育成事業については、より多くの子どもたちに国際理解教育の輪を広げていくための事業拡大を検討していく。

小学校へのＡＬＴの派遣については、外国語学習の充実を図るため、今後も指導方法の工夫・改善を図りながら取組を継続していく。

ものづくり体験活動等については、今後も室蘭工業大学や関係団体等と連携協議する機会を設けて、その充実を図っていく。

港ふるさと体験学習については、関係企業や団体との連絡会議において調整を図るなど、この事業の充実に努めていく。

環境教育の充実について、環境保全に主体的に関わる態度を育成する観点からも、地域素材の積極的な活用や関係機関と連携を一層密にしながら取組の充実を図っていく。

●担当課　「指導班」

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
６　幼児教育の充実について
平成２４年度の取組状況
＜幼保小の連携会議の開催状況＞ １．市教委と室蘭市私立幼稚園協会との懇話会（5/24） ２．市教委、小学校長会役員と室蘭市私立幼稚園協会との懇話会（10/6） ＜学びと育ちを支える環境づくりの推進＞ 親の資質向上と子どもの健全な成長を目指す家庭教育への支援充実に向けたセミナーの開催実績 １．３・４歳児と親の家庭教育セミナー 親子一緒の運動や歌・リズム体操と講話・情報交流。港南及び港北児童センターで１２回開催。延べ参加者１３１名 ２．子育て出前セミナー 親子一緒の運動や絵本読み聞かせとの講話・情報交流。市民会館や子育て相談ふれあいセンターで５回開催。延べ参加者７４名 ３．地域家庭教育セミナー 親へ学習機会や情報提供をして、家庭や地域の教育力の向上を図る。知利別小学校と地球岬小学校で１０回開催。延べ参加者５３名 ４．２歳児親子講座 ２歳児特有の行動特徴に対し、学習や情報提供を通して、親としての資質向上を図る。子育て相談ふれあいセンター、子育て支援センターらんらんで６回開催。延べ参加者１０１名 ５．幼稚園・保育所・小学校の親と教育・保育職員の集い 次のステップである小学校への円滑な移行を図るための集いとして大沢小学校、旭ヶ丘小学校で各１回開催。参加者９９名
成果・課題等
≪成果≫ １．平成２１年度より、小１プロブレムの防止に向けた幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな引継ぎと各種情報交換等を目的に幼保小の連携会議を開催。 平成２４年度は幼稚園との連携会議を 2 回開催し、それぞれの現状や課題の報告、各種要望、小学校への引き継ぎ方法の再確認等を行い、緊密な連携を図ることができた。 ２．各セミナー終了後にアンケート調査を実施しており、学習や親同士の意見交流等か

ら、育児についての悩みの解消や、家庭教育の重要性が認識できたなどの感想が多くあった。

≪課題≫

1．特別支援教育に関して、入学前の就学相談を希望する保護者が増えており、幼稚園・保育所の困り感も大きいことから、スムーズな小学校入学のために専門職員の派遣等の支援が必要。

2．保護者の要望を踏まえた魅力あるセミナー等の開催と参加しやすい日程や場所の検討及び市民周知を図る必要がある。

今後の展開の考え方

1．平成２４年８月に成立した子ども・子育て関連 3 法により、平成２７年度からの子ども・子育て支援新制度の実施に向けて国や地方自治体で準備が進められており、今後も国の動向を注視しながら、引き続き幼保小の連携強化を図り、幼児教育の充実に努めていく。

2．様々な機会を利用して、保護者ニーズを把握したセミナーとなるよう内容検討を行う。

3．各セミナーの周知に向けては、関係機関（幼稚園や保育所・小学校等）へのポスター掲示、マスコミへの案内報道依頼のほか、セミナー参加者にもその友人・知人への口コミ案内等、広く伝わるように努めたい。

4．開催するセミナーでは、理解しやすいよう配布資料への工夫、参加者の自由な意見交換等が可能となるように運営面にも配慮しながら、親の資質向上と子どもの健全な成長につながるよう検討を進めていく。

●担当課　「学校教育課」、「生涯学習課」

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
７　私学に対する支援について
平成２４年度の取組状況
高等学校、専修学校、私立幼稚園に対し教材教具等の整備や生徒・園児募集、特色ある教育活動等への補助と平成２１年より施設の老朽化に伴う校舎･園舎の大規模改修に対して補助を実施。 ○高等学校 教育振興補助　13,000 千円（大谷室蘭 7,000 千円、海星 6,000 千円） ○専修学校 教育振興補助　3,000 千円（北斗文化学園） ○幼稚園 教育振興補助　5,500 千円（室蘭市私立幼稚園協会　500 千円×11 園） 大規模改修　9,350 千円（ベネディクト 5,000 千円、八丁平美園 4,350 千円）
成果・課題等
≪成果≫ 入学者数の減少により経営が厳しい私立学校等に対して補助を行うことにより、本市における私立学校等の教育の振興が図られた。 ≪課題≫ 景気低迷が続く中、私立学校等では入学者数の減少により厳しい経営が続いており、今後も安定した学校運営を継続していくためには、本市による支援が欠かせないものであり、今後も継続していく必要がある。
今後の展開の考え方
私学への助成については、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく国及び道の助成の充実を今後とも教育長会等を通じて要望を行っていく。また、市の単独補助である教育振興補助事業を今後も継続して行い、私学振興の充実を図る。

●担当課　「学校教育課」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
８　不審者対策について
平成２４年度の取組状況
不審者被害対策については、児童生徒の危機回避能力や緊急時の対応能力の育成に向け、防犯教室や防犯訓練を実施するとともに、被害の抑止効果をねらいとして、学校や町会、地域パトロール隊による年３回、計６日間の市内一斉巡回活動を実施した。 また、市内小・中学生の不審者被害情報を本市不審者被害情報メールにより配信するとともに、登録者の拡大に努めた。 さらに、不審者情報の周知に加え、災害時の緊急連絡等も考慮し、「学校ごとの保護者向けの緊急メール配信システム」の運用についての試行実施を行った。（市内小学校１校）
成果・課題等
≪成果≫ １．不審者情報をメールで知らせる不審者防犯システムの登録者は、平成２３年度の３，５００名から平成２４年度は３，６７０名と１７０名増加した。児童生徒の不審者被害件数は１２件と前年度比－４件となっている。 ２．学校ごとの保護者向けの緊急メール配信システムについては、市内小学校１校で試行実施を行ったが、在籍保護者の７０％を超える登録率があり、また短時間に保護者へ情報を周知できるという効果が確認できた。 ≪課題≫ １．不審者被害件数は、引き続き減少傾向にあるが、悪質な被害が跡を絶たず、今後も児童生徒の安全確保に万全を期す必要がある。 ２．緊急メール配信システムについては、運用担当者の操作技術等の課題があげられる。
今後の展開の考え方
不審者対策については、引き続き、本市不審者情報メールによる周知、地域パトロール隊等と連携した一斉巡回活動、学校毎の不審者被害等注意喚起メールシステムの構築等による安全確保体制の構築とともに、児童生徒の危機回避能力、危険予測能力の育成を図る必要がある。 緊急メール配信システムについては、今後、市内全小・中学校を対象とした操作講習会を実施するとともに、運用の拡大を図っていく。

●担当課　「指導班」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
９　いじめ問題について
平成２４年度の取組状況
いじめの問題については、各学校において、年３回以上のアンケート調査や教育相談等を行うなどして、児童生徒の実態について、きめ細かな把握に努めた。 むろらん子どもサミットにおいては、児童生徒がいじめの問題を自分たち自身の問題として捉え、よりよい仲間づくりを進めていくことができるよう、各校の取組の報告や交流を実施した。 また、「室蘭市いじめ問題総合対策」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に係る、学校としての取組、家庭や地域、関係機関との連携の在り方についてを明確にし、全教職員に周知・徹底するとともに、保護者や地域向けの啓発・協力依頼資料を作成・配布するなど、地域ぐるみで「いじめを絶対に許さない」体制づくりに努めた。
成果・課題等
≪成果≫ いじめの認知件数は昨年度から増加したが、原因としては、昨年春以降、いじめの問題や子どもの自殺問題について、児童生徒や保護者等、社会全体の危機意識が高まったこと、また、各学校においても、それらの声を敏感に、そして、深刻に受け止め、対応を図ってきたことによるものと考えられる。 ≪課題≫ 「いじめはどの学校にもどの子どもにも起こりうる」という認識のもと、学校、保護者、地域、関係機関とが一体となって、子ども達を見守る必要がある。
今後の展開の考え方
各学校、保護者、関係機関等においては、本市いじめ問題総合対策に基づき、児童生徒を見守る側からの各種取組を強固に推進し続けていくとともに、児童生徒自身の自己指導能力の育成を図ることを同時に推し進めていくことが重要である。

●担当課　「指導班」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１０　不登校や虐待の問題について
平成２４年度の取組状況
不登校問題については、不登校の初期段階における迅速な対応の重要性について各校に周知及び対応の徹底を指示するとともに、いじめ・不登校対策会議等において、各校の取組状況や課題等を共有するとともに、小・中学校間における連携のあり方等について協議を深めた。 各校と教育委員会では、月３日以上の欠席児童生徒の把握及び状況の客観的な分析を行い、訪問アドバイザーと学校の連携体制を強化するなどして不登校傾向の児童生徒の早期支援に努めた。 また、むろらん子どもサミットにおいては、誰にでも居場所がある学校づくりを児童生徒自らが推進していくきっかけとなるよう、各校における仲間づくりの取組の交流等を行った。 虐待問題については、学校等からの情報提供を受けた場合、室蘭市要保護児童対策地域協議会（※注１）と連携を図りながら、ケース会議の実施や児童相談所への相談や通告を行うなどの対応を図った。
成果・課題等
≪成果≫ 不登校児童生徒数は平成２４年度７１名と、平成２３年度と比べ８名減となっており、各種取組並びに、関係機関と連携した対応について、一定の効果があったものと考える。 ≪課題≫ 不登校傾向となった児童生徒の保護者と学校との連携に一部課題があり、問題の解決に向けての対応が不十分であったケースも見られた。 虐待については、依然として、ネグレクト傾向の家庭が多く見られる状況にある。
今後の展開の考え方
不登校問題の解決に向けては、不登校の初期段階における、学校や関係機関による支援が有効であるとの認識から、今後においても、学校、教育委員会、適応指導教室訪問アドバイザー等による積極的な支援を継続する必要があると考える。 また、不登校が長期化している場合においては、関係機関と連携の上、児童生徒並びに保護者に対する指導・支援・助言を継続する必要がある。 虐待については、引き続き、学校等の職員は、虐待の疑われるケースは通告する義務があることについて認識を深めることにより、早期発見に努めて参りたい。

●担当課　「指導班」

※注１　室蘭市要保護児童対策地域協議会とは、民生委員、保育所、健康づくり課、

青少年課、校長会、保護課、幼稚園、保健所、児童相談所、子ども発達センター、人権擁護委員、警察署、教育委員会の代表者により組織された協議会

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１１　規範意識の低下に対する取組について
平成２４年度の取組状況
各学校においては、生徒指導上の諸問題に対し、その未然防止に向け、薬物乱用防止教室や防犯教室、インターネット等の正しい利用法に係る講座等各種取組を行うとともに、教職員による日常からの積極的な児童生徒理解に努めた。 また、道徳の時間等において、児童生徒の規範意識を高める内容について指導を行うなど、児童生徒の心を育てる教育の実践に努めた。
成果・課題等
≪成果≫ 各学校における指導により、児童生徒はおおむね落ち着いた学校生活を送ることができていた。 ≪課題≫ 全体として落ち着きのある学校生活を送ってはいたものの、一部に、校則違反等の問題行動が見られるといった状況もみられる。
今後の展開の考え方
生徒指導を進めていく上では、その基盤となる教職員による児童生徒理解の深化を図ることや望ましい人間関係づくりの推進、学校組織全体での共通理解による取組、関係機関との連携強化等により、引き続き、学校の教育活動全体を通じた積極的な生徒指導を展開していく必要があると考える。 また、問題行動発生時においては、学校と保護者、関係機関が連携した指導・支援により、児童生徒のよりよい成長を促進する必要がある。

●担当課　「指導班」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１２　危機管理の対応について
平成２４年度の取組状況
各学校においては、体育活動中や登下校中等、学校内外における児童生徒の事故の未然防止に向け、教職員の研修を実施するとともに、事故等が発生した際の対応について、学校危機管理マニュアルの見直しや全教職員の周知徹底を行った。 防災教育については、「本市防災計画」及び「防災教育に係る暫定指針」に基づき、学校危機管理マニュアルの見直し・点検を行うとともに、地震、火災、津波等を想定した避難訓練を行うなどして、児童生徒が災害時に安全に避難できる態度や能力の育成を図った。
成果・課題等
≪成果≫ 平成２４年度における学校事故については、児童生徒の命に重大な危険を及ぼすようなケースは発生しなかったものの、登下校中の交通事故や体育活動中の負傷事故等、重大な事故につながりかねない事案も発生している。 事故発生後の対応については、各校において、迅速な対応を図ることにより、保護者等からは概ね理解を頂いている。 ≪課題≫ 市内全小・中学校において、災害時の対応を含めた学校危機管理マニュアルの見直しを行ったが、実際に緊急事態が発生した場合を想定し、定期的な諸訓練の継続実施や全職員に対する危機管理マニュアルの徹底を図っていくことが重要である。
今後の展開の考え方
児童生徒が安心して健やかに成長するためには、学校における安全確保は極めて重要である。また、日常の教育活動の円滑な展開を図る上でも、教職員の危機管理意識を一層高めるとともに、実践的な危機管理体制の確立を図ることが必要であると考える。

●担当課　「指導班」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１３　学校と地域の連携について
平成２４年度の取組状況
各校では、校区内の町会や関係団体との連携を引き続き継続し、登下校時の見回り活動、学校花壇や施設の整備、本の読み聞かせ、地域人材や施設等を活用した授業の実施等について、支援をいただいた。 また、いじめの問題等、児童生徒の健全育成に向けては、学校や教育委員会の取組を地域の皆様へ回覧板等により周知するとともに、地域内における児童生徒の見守りについて協力を依頼した。
成果・課題等
≪成果≫ 町会や各関係団体から、登下校時の見守り活動や、地域人材による学習支援等学校への各種支援を賜ったことにより、不審者被害件数の減少、児童生徒の学習効果の向上、学校施設の整備等に大きな効果が表れた。 ≪課題≫ 学校統合が進められており、それに伴い、校区が拡大していることから、統合校においては、新しい校区における地域関係団体との連携の再確認・強化を図る必要がある。
今後の展開の考え方
学校統合、校区拡大等が続いているが、各学校においては、これまでに確立してきた地域との繋がりを引き続き継続し、学校と地域とが一体となって子ども達の安心・安全が確保できるよう、信頼される学校づくりにより一層努めていく必要があると考える。

●担当課　「指導班」

重点施策
第２　　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１４　放課後の児童対策について
平成２４年度の取組状況
子どもの放課後の居場所作りに向けては、児童クラブ５箇所、スクール児童館１０箇所、児童センター３箇所において放課後児童対策を実施した。 スクール児童館における障がいを持つ児童に対応する指導員や利用実態に対応した指導員の配置の見直しについては、障がい児童数や学校の授業時間増の影響を精査し、２３年、２４年度の利用実態から検証しているところである。 児童の安全に関しては、「室蘭市放課後児童施設安全管理マニュアル」を作成し、事故の予防と緊急時の対応について明記し、指導員を対象として研修を実施した。 八丁平地区放課後児童対策については、課題整理を行い、今後の方向性として八丁平スクール児童館の開設を２４年１１月市議会総務常任委員会に報告、２５年第１回定例会において八丁平小学校多目的ホール棟へ開設することを示した。
成果・課題等
≪成果≫ 放課後児童対策を陣屋小学校、喜門岱小学校を除く小学校区で実施するとともに、全施設において、事故の予防と緊急時の対応を指導員に網羅し、安全を図った。 ≪課題≫ 学校適正化配置計画に基づく学校統合に対応するための放課後児童対策施設の確保について検討を行なわなければならない。 また、スクール児童館の利用実態などや障がいを持つ児童の対応として、引き続き指導員の配置について検討をすすめ、方向性を見出す必要がある。 児童の事故については、日常から予防･安全に努めるよう啓蒙していく必要がある。
今後の展開の考え方
学校の統合に合わせて、放課後児童対策施設の確保に向けた具体的な対策の検討を行いたい。 また、放課後児童の安心・安全な居場所づくりを確保するため、児童の利用状況の分析を行うとともに、障がいを持った児童への対応も含めて指導員の配置等について引き続き検討を行いたい。

●担当課　「青少年課」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１５　若者の抱える問題の深刻化への対応について
平成２４年度の取組状況
「子ども・若者育成推進法」は平成２２年４月から施行され、本市では ひきこもり、ニート、不登校など子ども・若者の抱える問題の深刻化に対応するために、平成２３年に、この相談窓口となっている「室蘭市青少年問題協議会」を改編し、福祉分野に知見を有する委員を新たに委嘱するなど、ひきこもり対策についても協議できるように体制を変更しており、平成２５年２月開催の「青少年問題協議会」では、学識経験者や関係機関の職員を新たに専門委員として委嘱し、市内の相談支援の実態を把握した。
成果・課題等
≪成果≫ 本市では、青少年課・健康推進課・市民相談室などが適宜対応してきたが、本年２月開催の「青少年問題協議会」において、ひきこもりへの対応の早期支援、小中高の一貫したプログラムによるサポート、相談窓口の周知等の意見があったことから、今後は、室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」や室蘭保健所の相談窓口の市民周知を行う等、本市の対策の一定の方向性をみることができた。 ≪課題≫ ひきこもり等の子ども・若者の抱える問題は複雑・多様化しているため、現状の把握が困難であること、また、解決には長期の期間が必要であること。
今後の展開の考え方
ひきこもりの相談窓口の市民への周知を行うため、広報むろらんの活用、仮称「ひきこもり支援マップ」の作成の検討を行うとともに、「げんせん」、室蘭保健所等の関係機関との一層の連携や、青少年問題協議会において審議していただく等、今後も検討を進めていきたい。

●担当課　「青少年課」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１６　学校給食について
平成２４年度の取組状況
１．安心・安全な学校給食の提供 （１）学校給食で使用している生鮮食品については、市内に流通している食品と同じ物を購入し、出来る限り旬の野菜など道内産及び国内産を中心として使用することに努めた。 （２）加工食品は、産地等の確認により食材の安心及び安全に努めた。 （３）道が実施した学校給食の安心・安全の確認及び保護者の不安低減を図ることを目的とした学校給食の放射性物質検査では、本市の学校給食の放射性物質が「不検出」であり、安全が改めて確認された。 （４）食物アレルギーの取組については、アレルギー対象児童生徒の家庭には毎月献立表と食材の成分配合表を送付し、保護者に確認していただいている他、学校と給食センターとの間ではアレルギー対象児童生徒及び原因食品の確認を行った。 ２．学校給食費の滞納対策等 （１）滞納解消にむけ、督促状送付、電話督励、催告書送付、自宅臨戸督励等の「法的対応以外」による取組と、裁判所の力を借りて行う強制執行手続き等の「法的対応」の強化をした。 （２）保護者へ、より一層の納付啓発を図るうえから、「学校給食センターだより」や小中学校長に依頼して「学校だより」への掲載等を行った。 （３）保護者等の申請により児童手当から学校給食費について徴収できることから、申請により学校給食費への充当を行った。 ３．学校給食センターの調理等業務委託の取組 （１）平成２４年４月１日から調理業務等の委託が実施されており、業務委託仕様書に基づき適正に執行された。 ４．給食回数の増の取組 （１）中学校の給食回数を５回増加することで答申を受けて、教育委員会に付議のうえ決定した。
成果・課題等
≪成果≫ １．安心・安全な食材を確保し、児童生徒に安心・安全な給食を提供することができた。 ２．現年分、滞納繰越分共に収納率の向上が図られた。 ≪課題≫

気候によって地場産の食材が入手困難になることにより、献立作成し提供出来ない場合がある。
今後の展開の考え方
１．児童生徒に安心で安全な給食を提供できるように努める。 ２．平成２５年度に下処理室のドライ運用、非汚染区域と汚染区域の区別化及び耐震補強の施設改修工事が着工予定のため、更なる衛生管理に努めたい。 ３．平成２６年度に予定されている消費税増税による賄材料費への影響の精査を実施する。

●担当課　「学校給食センター」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１７　学習環境の整備について
平成２４年度の取組状況
第２期学校適正配置計画に基づき、平成２４年４月に「桜蘭中」（蘭東中と向陽中）が開校した。 平成２５年４月開校予定の「室蘭西中」（港南中と北辰中）は、昨年から継続の建設工事は体育館棟が平成２４年７月、校舎棟が１１月に完成となり、開校を迎えるばかりとなった。 また、平成２７年４月開校予定の「みなと小」（絵鞆小と桜が丘小と武揚小と旧常盤小）は、平成２５年３月に実施設計を完了した。 第３期学校適正配置計画に基づき、平成２８年４月開校予定の「港北・本輪西地区統合小」（高平小と本輪西小）は、平成２５年３月に基本設計を完了した。
成果・課題等
≪成果≫ 桜蘭中が開校し、続く室蘭西中、みなと小、港北・本輪西地区統合小も着実に統合準備が進んでおり、計画に基づく児童生徒の教育環境の整備・充実が図られてきている。 ≪課題≫ 平成２８年度までの統合が決まっている地区については、開校に向けたスケジュールに基づき所要の準備を確実に行っていく。 「第３期学校適正配置計画」の残りの対象地区について、順次、統合推進協議会の設置に向け、地区の学校・保護者・地域と協議を進めていく。
今後の展開の考え方
「第２期（～平成２７年度）」及び「第３期（平成２８～３２年度）」の学校適正配置計画に基づき、保護者・地域の理解を得ながら、子ども達の教育環境の向上を図っていく。

●担当課「総務課〔施設適正配置〕」

※注１　第３期学校適正配置計画とは、平成８年に策定した「第１期適正配置計画」、平成１７年に策定した「第２期適正配置計画」に引続き、「港北・本輪西地区（高平小、本輪西小）」、「蘭北地区（陣屋小、本室蘭小、白鳥台小）」、「東明地区（高砂小、水元小、知利別小）」の３地区の方向性と天沢小と大沢小の編入統合の考え方をまとめた「第３期学校適正配置計画」を平成２３年３月に策定。

重点施策
第３　生涯学習の推進について
点検・評価項目
１８　文化振興について
平成２４年度の取組状況
室蘭市開港１４０年・市制施行９０年記念文化事業として例年開催している市民文化祭等を開催したほか、「NHK のど自慢」「三市合同文化事業」「『ドン・キホーテ』バレエ公演」に取り組み、優れた舞台芸術作品を鑑賞する機会を広く市民に提供でき、記念の年の祝賀機運を盛り上げることができた。 特に、「『ドン・キホーテ』バレエ公演」は、文化団体と実行委員会を組織しロシア・ウクライナ等から招聘した男性舞踊手１１名と、伊藤まゆみバレエ研究所の研究生６６名の共演で１１月１８日に文化センターで開催され、入場者は１，３００人で子どもから大人まで、世代を超えて多くの人が鑑賞した。鑑賞後のアンケート調査では、９５．４%が「大変良かった」「良かった」と回答しており好評であった。 市民美術館では、市立小樽美術館との共同主催により特別展として、全国的に高い評価を受けている本市ゆかりの画家輪島進一作品３０点の展示を文化団体と共催で１０月２日から２１日までの１７日間開催し、期間中の入館者は１，２０６人であった。また、初日は輪島氏によるギャラリートークも開催し、作品の理解を深める機会となった。更に、３年毎に開催している「道展移動展」を１月３０日から２月３日まで５日間文化センター及び市民美術館において開催し、最終日には講師による展示作品を解説する鑑賞会も行われ、評価の高い美術作品の鑑賞機会の提供となり、文化芸術活動の振興が図られた。
成果・課題等
≪成果≫ 市民参加型による舞台芸術作品の開催は、多くの市民が鑑賞する機会となり、市民の芸術文化に対する理解を深める機会となった。特に幼児から高校生までの出演者や鑑賞者にとっては、貴重な文化体験となった。 優れた舞台芸術の鑑賞機会は、本市の文化芸術活動の振興を図るとともに、地域文化の創造及び地域活性化に貢献し、本市の文化芸術レベルの高さを全国に情報発信できた。 市民美術館特別展等については、評価の高い美術作品を入館者に提供し、市民の美術に対する理解を深める貴重な機会となった。 ≪課題≫ 本市の文化振興は文化団体や指定管理者とともに多様な文化芸術活動を推進してきているが、今後も文化団体や指定管理者との情報交換等連携を密にし、文化事業を推進する必要がある。

今後の展開の考え方
平成２５年度は、文化団体等や指定管理者とネットワークを広げ、市民文化祭、美術館特別展等の各種事業を取り組んでいく。 三市合同文化事業は、平成２５年度より三市及び豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町で実施する西いぶり定住自立圏文化事業に変更し、文化に触れる機会を広く管内の市民に提供する事業を実施する。

●担当課「生涯学習課〔文化振興〕」

重点施策
第３　生涯学習の推進について
点検・評価項目
１９　文化財の保護と活用について
平成２４年度の取組状況
平成２４年１月に絵鞆半島外海岸が国指定の名勝となったことを受け、平成２４年度は、学校教材として子ども向けのリーフレットを作成し、各小学校へ配布、子どもたちに郷土の歴史や文化に愛着や関心を持たせるきっかけとしての活用を進めるとともに、平成２５年度版社会科副読本にも掲載し、名勝指定地の周知を図った。また、市民向けの周知や活用を図る事業として、室蘭市開港１４０年・市制施行９０年記念文化事業の一環として「市内文化財・戦跡めぐり」を実施し、名勝指定地を参加者に説明するなど、市民周知を重点的に行った。 縄文文化の保護と活用では、道内のネットワークである縄文のまち連絡会に加盟し、平成２３年度に作成した縄文データベースを基に、ハンドブックを作成し、各市町に頒布した。 また、本市独自では学芸員の市内小学校への縄文出前講座や、新聞への縄文文化の連載など多様な事業に取り組み、市民意識の啓発に努めた。
成果・課題等
≪成果≫ 国指定の名勝ピリカノカ絵鞆半島外海岸のリーフレット頒布や見学会等の事業を実施し、子ども達や市民に対して周知や活用を図った取組により、名勝措定地の啓発が図られた。 縄文文化の保護と活用では、道内加盟市町とのネットワークの広がりや、多様な事業の取組から市民意識の啓発を図り、文化財の保護と活用の促進が図られた。 ≪課題≫ 本市には国指定の文化財や市指定文化財等が所在し、国民共有の財産として、今後も適切な維持管理と活用への取組が必要である。
今後の展開の考え方
平成２５年度は、国指定文化財の名勝については、標識、説明板等の管理施設を整備するとともに、巡回パネル展や講演会等の活用事業を実施していく。また、国指定文化財の史跡については、平成２４年１１月の暴風雪による被害があったことから、復旧整備を行い適正な状態に整える。 また、文化財を末永く保存継承するために、定期的なパトロールや経年変化による劣化の進行を抑えるなど適切な維持管理に取り組んでいく。

●**担当課**「生涯学習課〔文化振興〕」

重点施策
第３　生涯学習の推進について
点検・評価項目
２０　読書活動推進について
平成２４年度の取組状況
【読書活動推進】 １．室蘭市のすべての子どもがあらゆる機会と場所で自主的に読書活動ができる環境整備を図ることを基本理念とした第２次室蘭市子どもの読書活動推進計画（平成２４～２８年度）が施行した。 ２．乳児への読書推進として、４ケ月児健診の健診会場でお母さんに赤ちゃんと一緒に絵本の楽しみ方を知ってもらうため「親子ふれあい事業（ブックスタート）」を新たに実施した。 ３．子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ技術の向上を図るため、読み聞かせボランティアを対象として、わらべうたや手遊びの講義・実習、絵本の選び方、読み聞かせプログラムの作成等を学ぶ「わらべうたから絵本の世界へ」を開催した。 ４．ふくろう文庫等（※注１）の寄贈文庫については、寄附者の意向に沿って市民の読書普及を図っているほか、ふくろう文庫の蔵書公開では、ふくろう文庫の会員ボランティアの支援も得て市民の利用促進を図っている。 ５．複合公共施設に図書館機能を望む声があり、現施設の狭隘解消につながることも考えられることから、一部機能の移転を検討した。 【港の文学館】 港の文学館では、室蘭出身の芥川賞作家、三浦清宏氏の特別展「三浦清宏の多彩な世界」を開催したほか、室蘭市にまつわる貴重な文学資産等の展示を行った。また、耐震性に課題がある施設の移転先について検討を行った。
成果・課題等
≪成果≫ 【読書活動推進】 ブックスタートは、４ケ月健診受診者の約９６％にブックスタートパックを手渡しするとともに、読み聞かせにより保護者にとって絵本を赤ちゃんとの会話の懸け橋として認識する機会となった。読み聞かせ講座には延べ９５人の参加があり、参加者の中から新たな読み聞かせボランティアが誕生している。 また、複合公共施設への機能移転については、関係団体へのアンケート、懇談等の実施により意見の把握を行った。 【港の文学館】 港の文学館については、特別展の実施により地元文学への周知と理解を深めることができた。また、施設の移転先については、旧プロヴィデンスの所有者から施設活用の打診があり、

平成２５年度内に内部改修を行い移転することとなった。

≪課題≫

【読書活動推進】

第２次子どもの読書活動推進計画の推進に向けて、魅力ある図書の充実と、情報化時代に対応した図書館サービスの更なる充実を図るとともに、早い時期から本に興味をもってもらうための読み聞かせなどに取り組み、読書活動の推進を図る必要がある。

また、複合公共施設に図書館機能を望む声が多く寄せられていることから、今後の図書館のあり方も含めて検討する必要がある。

【港の文学館】

室蘭市は３人の芥川賞作家を輩出している文化の薫り高い地域であり、港の文学館には貴重な文学資料が保存・展示されていることから、更なる発信に努める必要がある。

今後の展開の考え方

【読書活動推進】

４ケ月健診児を対象としたブックスタートの更なる推進を図るとともに、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ技術の向上を図るため「小学生のための読み聞かせ講座」を開催し、小学校教諭や読み聞かせボランティアのスキルアップと新たな人材を確保するなど、第２次子どもの読書活動推進計画の推進を図る。

複合公共施設への図書館機能の移転については、関係団体やまちづくり協議会の意見を踏まえて平成２５年度中に基本的な考え方を示したい。

【港の文学館】

旧プロヴィデンスへ移転を契機として、企画展や特別展示などを開催し、地域・学校等への一層の地元文学への周知と理解を図り、施設の利用促進を進める。

●担当課　「図書館」

※注１　「ふくろう文庫等」とは、平成１１年１２月、現在の「ふくろうの会」が、市民から人生の節目や出来事の記念に寄附を受け、山下ふくろうの会顧問が、美術書や画集、写真集など、貴重で高価な手に入りにくい図書を中心に選書し、図書館に寄贈され現在に至っている。また、現在、図書館では、市民の皆様からのご寄附等により、ロータリー文庫や加藤文庫など、１６種類の文庫を管理し、読書普及を図っている。

重点施策

第３　生涯学習の推進について

点検・評価項目

２１　男女平等参画社会の形成について

平成２４年度の取組状況

男女が対等なパートナーとして、あらゆる場所でその個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し策定した、「室蘭市男女平等参画基本計画」(平成１６年度～２５年度)に基づき、男女平等参画社会の形成に向け情報提供や講演会、女性リーダー育成事業等を実施した。また、計画が平成２５年度で期間満了を迎えることから、第２次計画の策定に向け、市民アンケートを実施した。

【男女平等参画社会の実現に向けた情報提供】

情報提供事業では、男女平等参画社会の啓発について情報誌「アバンセ」を市民公募した編集委員と年２回合計１万３千部を作成し、町会・自治会、事業所、関係機関等に配布した。

【男女平等参画社会の実現に向けた講演会等の取組】

講演会等の開催では、「室蘭市男女共生セミナー」を市民公募した運営委員と年６回開催し、延参加者４２１人となった。

また、プラザ利用団体と共催により、国の男女共同参画週間(６月２３日～２９日)に、男女平等参画プラザ祭と男女共同参画週間記念フォーラムを開催したほか、札幌で開催された女性プラザ祭に希望者を募り参加した。

【女性リーダーの育成】

女性リーダーの育成では、室蘭・登別・伊達の３市が市民公募により９人（１市３人）の参加者を選考し、埼玉県（嵐山町）の国立女性教育会館等に派遣した。全国各地における女性の社会参加の取組や地域活動・学習活動の実践例について研修を受け、研修後に、研修成果を発表するための報告会を開催した。

【男女平等参画に関する調査・研究】

第２次計画策定の基礎資料とするため市民アンケートを実施した。アンケートは市内に居住する方１，５００名に郵送で配布し、うち５６６名からの回答を得た。

成果・課題等
≪成果≫ 【男女平等参画社会の実現に向けた情報提供】 　男女平等参画情報誌「アバンセ」を町会・自治会や事業所、関係団体に広く配布することにより、男女平等参画社会への理解と関心を高めることができた。 【男女平等参画社会の実現に向けた講演会等の取組】 　講演会等の終了後に実施したアンケート調査の結果から、社会の慣習・慣行にとらわれることなく、お互いの人権を尊重しつつ個性と能力を発揮して自分らしく生きやすい社会を目指すため、男女平等参画社会への理解が深まったとの高い評価が得られた。 【女性リーダーの育成】 　女性リーダーの育成では、三市合同女性国内派遣研修報告会において、参加者からは、男女平等参画社会を視野に入れた女性リーダーとして研修成果を、今後の地域づくりや団体活動等に活かしていきたいとの報告がなされた。 【男女平等参画に関する調査・研究】 　アンケート結果より、女性の就労に対する考えなど、男女平等参画に関する意識の改善が見られたが、一方で「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が依然として残っていることもうかがえた。 ≪課題≫ 【男女平等参画社会の実現に向けた情報提供】 　情報紙「アバンセ」について、より多くの人へと情報発信するために、目を引くレイアウトや内容等、紙面の充実を図る必要がある。 【男女平等参画の実現に向けた講演会等の取組】 　各種講演会等への参加者の固定化が見られるのが課題である。また、男女平等参画社会の実現には、育児や介護などの福祉部門などとの連携を強化する必要がある。 【女性リーダーの育成】 　審議会・委員会等における女性登用率が２０．９％と目標値である３０％に達していない他、町会・自治会長、PTA 役員における女性の割合が町会・自治会長７．９％、PTA 役員７．４％と低い割合になっている。 【男女平等参画に関する調査・研究】 　「男女平等参画」について、男女の違いを否定し、男女を画一的に扱う意味と解釈している方が多いため、男女平等参画社会とはそれぞれの個性を尊重し、主体的な行動ができる

社会であるという事について意識啓発を図る必要がある。
今後の展開の考え方
【男女平等参画の実現に向けた情報提供】 今後とも、市民公募による編集委員と共に市民に親しまれやすい紙面内容となるよう創意工夫を行い、男女平等参画社会に向けて継続して情報発信をしていく。 **【男女平等参画の実現に向けた講演会等の取組】** 市民公募による運営委員とアンケート結果に基づき市民ニーズの高い、時代のトレンドにあった講演会等を開催していく。また、講演会の開催では父親の参加しやすい休日開催を継続する。 **【女性リーダーの育成】** 各種施策の政策・方針を決定する各種審議会と委員会及びまちづくりに係る町会・自治会長や PTA 役員における女性登用率の増加に向け各関係団体に協力を要請していく。 **【男女平等参画に関する調査・研究】** 市民からの意見を反映した第２次計画の策定に向け、取組を進める。

●担当課　「生涯学習課〔男女平等参画推進〕」

重点施策
第３　生涯学習の推進について
点検・評価項目
２２　スポーツ振興について
平成２４年度の取組状況
【スポーツに親しむ機会の拡大】 １．スポーツ大会等の開催では、室蘭市開港１４０年市制施行９０年記念事業として開催した市民大運動会（むろらんピック）に６５１名参加したほか、市内競技団体が開催する各種スポーツ大会へ２９件助成した。また、市民のスポーツに対する意識の高揚を図るため女性スポーツサークルには１，３３８名が参加し、ジュニアスポーツ教室には２５３名が参加した。さらに、夏休み期間に１６日間開設した電信浜児童遊泳場には延べ２，８６６名が来場した。 ２．障がい者スポーツ振興では、障がい者ニュースポーツ交流会（ニュースポーツフェスティバル）やスポーツを楽しむ会に多くの障がい者が参加した。 ３．平成２４年度より定住自立圏構想の共同事業として開催する事となった西胆振６市町小学生スポーツ交流会では、室蘭市、登別市、伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町の６市町から小学生４３０名が参加し、陸上競技大会を通して交流を深めた。 ４．市立小中学校体育施設開放では、小学校１７校、中学校３校の体育館を開放し５，０４８件の利用があった。 ５．スポーツ大会参加奨励では、全国大会等へ出場した６団体、個人３８名に対し旅費を助成した。 ６．　地区住民のスポーツ振興を図るため市内１７地区の地区スポーツ振興会へ助成した。 【大会や合宿の誘致】 全道大会規模の競技会開催に２２件助成したほか、合宿等３１団体を誘致し延べ１，５７６名が参加した。 【施設整備】 消防法改正に伴う市立体育館のオイルタンク地上化、大規模停電による浸水被害の復旧工事である入江温水プールオゾン発生装置更新などのほか、平成２５年度実施の白鳥大橋パークゴルフ場拡張工事や中島公園野球場管理棟耐震化工事の実施設計を行った。
成果・課題等
≪成果≫ 【スポーツに親しむ機会の拡大】 市民の体力づくりや健康増進に向け、スポーツに親しむための各種スポーツ教室・サークルなど、市民ニーズに沿った事業展開ができた。

また、小学校の統合による学校体育施設の開放数の減少に伴うスポーツ施設の減少に対応し、中学校開放や看護専門学院体育館、保健センター体育館をスポーツ施設として一般に開放している。

【大会や合宿の誘致】

入江陸上競技場を利用した全道規模の大会の誘致および合宿の誘致に成果があった。

【施設整備】

迅速な災害復旧整備の実施により、市民が安全にスポーツを親しむ場を提供することができた。また、耐震診断に基づく改修の方向性を示すなど、安全・安心の体育施設整備を進めている。

≪課題≫

【スポーツに親しむ機会の拡大】

小学校の統合により学校体育施設の開放校が減少するためスポーツ利用施設の確保が必要である。

【大会や合宿の誘致】

現在、入江運動公園陸上競技場は、道内でも雪解けが早いため、春先には、全道各地から多くの学生が合宿に訪れているが、この施設のほかに、経済効果の高い全道規模の大会を誘致できるような施設の整備が必要である。

【施設整備】

老朽化が進んでいる体育施設の整備が必要である。

今後の展開の考え方

【スポーツに親しむ機会の拡大】

小学校統合による学校体育施設の開放校の減少に対応するため、今後も、学校統合に併せて、中学校の計画的な開放や閉校体育館を活用し、市民がスポーツに親しむ場の提供を図る。また、閉校後の学校グラウンドについては、利用者ニーズを把握しながら野球、サッカー等の練習グラウンドとして利用するなどの跡地活用を検討する。

【大会や合宿の誘致】

全道規模の大会が開催できるよう、白鳥大橋パークゴルフ場を現在の１８ホールから３６ホールに拡張し、道の駅「みたら」、水族館、温泉施設「ゆらら」などと共に魅力ある観光エリアを創出する。

【施設整備】

中島公園野球場管理棟の耐震改修および市立体育館の改築など耐震診断結果に基づき耐震化を図り、安心・安全の体育施設を提供する。

●担当課「生涯学習課〔スポーツ振興〕」

Ⅲ　学識経験者の意見

１　意見提出者

地教行法第２７条第２項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った点検及び評価の結果に関し意見や助言をいただくこととしました。

このことにより、点検及び評価の客観性を確保するとともに、いただいた意見等については、今後の施策、事業等の展開に活用していきます。

次の５人の方から意見等をいただきました。

長　坂　晃　也　　氏（室蘭市退職校長会会長）
木　山　春　生　　氏（室蘭市退職校長会副会長）
馬　場　一　憲　　氏（室蘭市退職校長会副会長）
松　岡　健　一　　氏（室蘭市社会教育委員の会委員長）
亀　田　正　人　　氏（室蘭市社会教育委員の会副委員長）

２　点検及び評価に関する意見

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

１　「確かな学力」の向上について（指導班）

「確かな学力」の向上については、「学力向上基本計画」に基づいた授業改善や学習・生活習慣の醸成などの取組を進めていただくとともに、全国学力・学習状況調査や本市独自の学力調査の結果分析に基づき、その成果と課題を明確にし、本市の課題を確実に改善するようお願いしたい。家庭における生活・学習習慣上の改善すべき内容を記載した「家庭教育のすすめ」の一層の啓発に努めていただきたい。また、各学校の研修体制や学力向上の取組の状況に差が生じないよう、引き続き指導主事による指導助言を実施していただきたい。

２　「豊かな心」を育む教育について（指導班）

「豊かな心」を育む教育については、今後も学校・家庭・地域との連携を図りながら道徳教育の充実に努めていただきたい。また、道徳の時間の指導については、道徳教育推進教師を中心に指導の工夫・改善を図るとともに、自然体験や社会体験等の豊かな体験活動の一層の充実に努めていただきたい。

いじめや非行問題の未然防止を図るためには、「思いやり心」や「規範意識」を育むことが重要である。道徳教育の更なる充実に加え、積極的な生徒指導を通じて児童生徒の自己指導能力の一層の育成に努めていただきたい。

３　「健やかな体」を育成する教育について（学校給食センター、学校教育課、指導班）

児童生徒の食習慣や、食育に関する食育指導を充実させ、児童生徒や保護者との連携を更に強めていただきたい。

また、栄養教諭の食指導については低学年まで実施できるように検討していただきたい。

「健やかな体」の育成については、１校１実践などの体力向上に向けた活動を今後も進めていただくとともに、保護者に対しては、親子スポーツの奨励や「早寝・早起き・朝ご飯」運動の啓発等の基本的な生活習慣の改善の取組を今後も進めていただきたい。

児童生徒に望ましい生活習慣を身につけさせるためには、保護者の理解と協力が必要であるため、保護者との連携を深め、食生活の改善、体力向上、規則正しい生活の定着による、心と体の成長をサポートしていただきたい。

また、栄養教諭による食育指導やフッ化物洗口などの取組についても、一層の推進と定着化を図っていただきたい。

４　特別支援教育の充実について　（指導班、学校教育課）

特別支援教育の充実については、これまで特別支援教育支援員や就学相談員の増員による、きめ細やかな対応がなされているところだが、今後とも個々の児童生徒の状況に応じた対応ができるよう、一層の支援の充実をお願いしたい。

5　特色ある教育活動について　（指導班）

　世界に通じる子どもたちの育成事業については、自国の文化や室蘭の良さ等にも目を向けることができるような活動を取り入れながら、異文化理解を深めていただきたい。

　ものづくり体験学習や港ふるさと体験学習等については、関係団体等と連携を密にして、今後も児童生徒が本市の産業や自然について関心を持ち、ふるさとを慈しむ態度を培い、地域社会の一員として誇りと自覚を育んでいただくようお願いしたい。

6　幼児教育の充実について　（学校教育課、生涯学習課）

　幼稚園・保育所の一体化の流れの中で、幼稚園・保育所と小学校との連携についても一層の推進を図りながら、義務教育への移行がスムーズに行われるよう、努力していただきたい。

　また、家庭教育セミナーを通し、子育てにおける悩みやストレスを抱えた親への適切な情報提供や学習機会の提供など、正しい生活習慣の形成をはじめとした家庭における教育力の向上を支援し、知徳体のバランスのとれた子どもの成長と、それを支援する家庭の形成の支援に努めていただきたい。

7　私学に対する支援について　（学校教育課）

　幼稚園、高等学校、専門学校の各私立学校では、それぞれ特色のある教育活動を行っており、その役割は非常に大きなものです。

　特に進路や資格取得、就職においては、この地域になくてはならない存在であり、子どもたちの将来における選択の幅が狭まらないよう、今後とも継続的な財政支援をお願いしたい。

第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について

８　不審者対策について　（指導班）

児童生徒の不審者被害件数は若干減少しているが、実害を伴った悪質な被害も発生していると聞いている。

今後も、地域安全パトロール隊等と連携した不審者被害抑止のための啓発活動や不審者被害情報メールの周知に努めていただくとともに、児童生徒に対しては、不審者対策の訓練や危機回避能力等の向上を図るようお願いしたい。

９　いじめ問題について　（指導班）

いじめの問題については、学校・保護者・地域・関係機関が連携して解決に当たることが重要と考える。昨年の１２月に策定した「室蘭市いじめ問題総合対策」は大変有益な取組である。また、このいじめ問題は、早期発見・早期対応なとの緊急的な取組に加え、児童会や生徒会などの「いじめ根絶」の取組や「思いやりの心」を育む道徳教育の充実、自己有用感や存在感を感じられる学級づくりなど、いじめを未然に防止する取組も重要である。

今後も学校・保護者・地域・教育委員会等関係機関、更に悪質な事案は警察との連携を密にしながら、児童生徒を見守り育てていく体制づくりに努めていただきたい。

１０　不登校や虐待の問題について　（指導班）

不登校問題については、各学校と訪問アドバイザー、家庭が連携し、早期支援を行うことで早期の学校復帰を目指していただきたい。また、各学校においては、明るい学級を目指し、各種活動において望ましい人間関係づくりを推進することで、誰にでも居場所のある学校づくりを進めていただきたい。

虐待の問題については、教職員は、虐待の疑いがある場合については、それを報告する義務があることを強く認識し、児童生徒の観察や支援に努めていただきたい。

１１　規範意識の低下に対する取組について　（指導班）

児童生徒の健全な成長には、教職員や保護者、地域の方々らによる適切な指導や支援、評価が不可欠であると考える。各種防犯教室等の実施とともに、日常的に、児童生徒と様々な角度から関わりを持ち、自立の促進や支援、適切な指導・助言、評価に努めていただきたい。また、問題行動等発生時においては、学校だけで問題の解決を図ろうとすること無く、保護者や地域、関係機関が連携して対応することも重要だと考える。この他、インターネットの普及に伴い、ネットを介した非行やいじめ問題も心配される。インターネットの利用に関する指導についても十分留意していただきたい。

１２　危機管理の対応について（指導班）

学校における危機管理については、登下校時や体育の授業、部活動、各種行事等、様々な場所・場面における事故の未然防止と事故発生時の迅速且つ適切な対応が必要である。特に校長は、強いリーダーシップを発揮し、校内の危機管理体制の充実を図るとともに、実効性のある危機管理マニュアルの作成とその徹底を図り、子どもたちの安心・安全を確実に確保していただきたい。

また、災害等発生時の対応については、地震、火災、津波に加え、昨年１１月には暴風雪による大停電等の予期せぬ災害も発生していることから、教職員の研修はもとより、児童生徒の自助の意識の高揚、緊急災害発生時の保護者への連絡体制の整備等にも十分に留意しながら子どもの安心・安全を確保していただきたい。

１３　学校と地域の連携について（指導班）

不審者被害やいじめ問題、子どもたちの心の教育など、子どもたちを取り巻く様々な教育問題を解決していくためには学校と地域の連携はますます重要になると考える。今後も学校と地域との連携を一層深めていただき、「地域の子どもは地域全体で守り育てる」という機運の醸成に努めていただきたい。

また、本市では小・中学校の統廃合が急激に進み、学校と地域との関係の希薄化も心配される。地域人材の新たな掘り起こし等と同時に、統合前の学校がそれまで築き上げてきた地域との繋がりも大切にしていただきたい。

１４　放課後の児童対策について（青少年課）

放課後児童対策については、今後とも引き続き、児童が安心・安全に過ごすことができるように施設整備や、指導の充実を図っていただきたい。

また、学校統合後の放課後児童対策施設については、地域性も勘案しながら総合的に検討をし、対応していただきたい。

１５　若者の抱える問題の深刻化への対応について（青少年課）

ひきこもり、ニート、不登校など、若者の抱える問題については、室蘭市の諮問機関である「青少年問題協議会」で討議をしていただき、組織体制を整えるとともに、相談窓口を周知するなど、問題の解決に向けて早期に対応していただきたい。

１６　学校給食について（給食センター）

今後とも、安心・安全な食材の確保と、衛生管理の徹底を図り、安心・安全な給食の提供に努めていただきたい。

また、地場産物の活用は、地域の食文化を伝える食育の一環でもあるので、積極的に取り入れていただきたい。

学校給食費の未納者については、負担の公平性を確保するためにも、早期の取組等滞納解消に更なる努力をしていただきたい。

１７　学習環境の整備について　（総務課〔施設適正配置〕）

第２期学校適正配置計画に基づき、統合校の開校が予定通りに進んでいるのと併せ、第３期適正配置計画の最初の統合校においても、基本計画が進められており、引き続き、着実に子どもたちの安全と学習環境の整備を図っていくことを希望する。

また、第３期学校適正配置計画の残りの地区においても、今後統合スケジュールに合わせ、順次統合推進協議会の設置を行っていくことになると思うが、引き続き、きめの細かい説明・対応を行って、学校・保護者・地域関係者の理解を得ながら、教育環境の整備の推進に向け努力をお願いする。

第３　生涯学習の推進について

１８　文化振興について　（生涯学習課〔文化振興〕）

開港１４０年・市制施行９０年の記念の年だったことから、多種多様な文化事業が実施され、高度な文化芸術を多くの市民が鑑賞し、満足度も高く好評であったことは、祝いの年にふさわしい文化事業であったと評価する。

特に、小さい子どもから大人まで６６名の出演に、プロのダンサー１１名を招聘して演じられた「ドン・キホーテバレエ公演」や市民美術館特別展「輪島進一展」は、鑑賞者も多く文化芸術の理解も深まる良い機会となった。

次年度以降につきましても、文化のかおりあふれる室蘭として、多様な文化芸術活動の展開を期待する。

１９　文化財の保護と活用について　（生涯学習課〔文化振興〕）

本市の外海岸が国指定の名勝「ピﾘカノカ絵鞆半島外海岸」として指定されたことから、名勝指定地として室蘭市を全国的にさらにＰＲしていただきたい。また、縄文文化の保護と活用では、道内とのネットワークをさらに広めて、本市の文化財の保護と活用の促進を図っていただきたい。

２０　読書活動推進について　（図書館）

第２次子どもの読書活動推進計画に基づき実施されたブックスタートについては、読み聞かせ講座の開催により子どもの読書環境の充実が図られたものと評価する。多くの市民からの寄贈により５千冊の蔵書数に達したふくろう文庫については、いただいた貴重な図書等の活用を図るため、市民の利用促進に努めていただきたい。

複合公共施設への図書館機能の移転については将来の図書館のあり方も含め、市民の声、関係団体やまちづくり協議会における意見を参酌し、基本的な方向性を示していただきたい。

港の文学館の移転については、芥川賞作家３名を輩出した室蘭の文化発信の拠点施設として、また、市民が憩える施設となるよう取り組んでいただきたい。

２１　男女平等参画社会の形成について（生涯学習課〔男女平等参画推進〕）

今後も各種セミナーの実施や情報誌の発行を通じ、市民の男女平等参画意識の向上に努めていただきたい。

また、審議会等の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、関係機関等への啓発活動に引き続き取り組んでいただきたい。

２２　スポーツ振興について　（生涯学習課〔スポーツ振興〕）

市民の健康増進や体力づくりに向けた各種スポーツ大会などが行われているが、今後も利用者ニーズを把握しながら魅力ある事業を実施し、各種大会などの誘致にも取り組んでいただきたい。今後、学校統廃合が進むが、閉校となったグランドについても利用が促進されるよう取組を進めていただきたい。

また、改築の方向性を示した市立体育館については、多くの意見・要望を取り入れながら、魅力ある施設、また、市民が安心・安全に利用できる施設となるように取組を進めていただきたい。

＜参考資料＞

平成２４年度室蘭市教育行政方針

平成２４年度・教育行政推進の基本方針と重点施策について申し上げます。

教育推進の目標「２１世紀を切り拓く心豊かで主体的に学びつづける人づくり」の具現化を一層推進するために学校教育においては、児童生徒の健やかな成長を保障するとともに、家庭や地域との連携による教育活動の充実を図りながら、新学習指導要領の趣旨を踏まえた調和と統一性のある教育課程の編成と実施に努めます。

特に、「生きる力」を育む教育については、学校教育の重点課題として位置付けるとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成を一層推進し、教育の質的向上に鋭意取り組みます。

また、社会教育においては、心のふれあう地域社会や安心・安全に暮らせるまちづくりを基盤に据えた、人づくりと地域づくりを推進し、活力あるまちづくりにつながる社会教育行政を進めます。

今後も学校教育と社会教育が一層の連携協力を図りながら、様々な教育施策の推進を通して、市民の信頼に応える教育行政を進めます。

以下、その施策の概要を申し上げます。

第１の柱は、「生きる力」を育成する教育の推進であります。

「生きる力」の育成のうち、「確かな学力」の向上については、一定の学力向上の成果が表れてきているが、全国学力学習状況調査や本市独自の標準学力調査の結果分析を実施し、「本市学力向上基本計画」に基づいて、どの地域やどの学校においても、目標の達成に向けた取り組みがなされ、成果が表れるよう指導と助言に努めます。

具体的な取り組み内容としては、「授業改善」や教師の「研修体制の確立と充実」、家庭と連携した「学習・生活習慣の醸成」及び、児童生徒個々の「自己指導能力の育成」の４つの領域における課題の明確化と重点化した取り組みを推進します。

特に、学びの中核となる「学校」その基盤を支える「家庭」、人間性や社会性を涵養する「地域社会」が、それぞれの役割と連携を果たしながら、社会全体で子どもを守り育てていく教育環境づくりを進めていかなければなりません。

学力向上にともなう事業としては、先進的な指導法の研究実践を行う研究奨励校に小・中学校２校を指定するほか、学年単学級の小学校８校に、４名の学習支援教員を配置し、巡回指導を展開します。また、若手教員の指導力向上を目指す、道教委の巡回指導教員活用事業に取り組みます。

教育研究所の取り組みとしては、教員の指導力向上を目的として「指導過程の工夫」や「言語活動を活かした学習形態の工夫」に焦点化した研究と授業公開を開催するほか、各種研修講座の充実を図ります。また、パイロットスクール公開研究会は、小中学校３校で開催します。

次に、「豊かな心」を育む教育については、児童生徒の心の理解に努めるとともに、自然体験や社会体験の機会を活かした人間関係づくりや自己の生き方を見つめ直し自覚を深める道徳教育の充実を図ります。

次に、「健やかな体」を育成する教育については、学校ごとに取り組んでいる体力向上に向けた活動を一層推進するとともに、家庭と連携した「食習慣」や「食指導」「自己管理」の能力を身に付けさせ、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の一層の推進と基本的な生活習慣の改善を図り、健やかでたくましい体の育成に努めます。

また、小中学生のむし歯予防を目的としたフッ化物洗口については、全小中学校で実施します。

次に、特別支援教育については、教育相談や学習支援の取り組みを進めるとともに、障がいのある子ども達への適切な就学相談と支援に一層取り組みます。

次に、特色ある教育活動については、世界に通じる子どもたちの育成として、中学生海外派遣事業に参加した生徒による体験発表会や小学校の外国語活動の充実を図るため、外国語指導助手の派遣や道教委の非常勤講師の活用、並びに、室蘭工業大学国際交流センターとの連携による、国際理解教育の充実に努めます。
また、ものづくりのまち室蘭に関連する事業として、室蘭工業大学ものづくり基盤センターとの連携や望ましい職業観・勤労観を育む学習として職場体験学習の実施のほか、室蘭市開港１４０年・市制施行９０年記念事業として、地元企業と連携した小学校３年・４年生の児童が疑似職業体験を行う「むろらんキッズタウン」を開催します。
また、本市の特性である海・港に関する学習として、港ふるさと体験学習のほか、国と連携した「室蘭港乗船体験」を実施します。
環境教育では、環境保全に主体的にかかわる姿勢を育成する観点から、「交通エコロジー教室」を新たに開催するほか、市内小中学校に設置している太陽光発電設備を活用した特設授業を行ってまいります。

次に、幼児教育では、学びと育ちを支える環境づくりを推進するため、家庭教育セミナー事業や親子遊びや育児相談などを行う「２歳児ちびっこくらぶ」を実施するなど、家庭教育への支援充実に取り組みます。また、幼保小の円滑な学びの連携を図るため、関係者による会議を開催し、その充実を図ります。

次に、私学に対する振興ですが、幼稚園、高等学校・専修学校への支援の他、園舎の老朽化にともなう大規模改修事業に対する支援を行います。

第２の柱は、子ども達が安心・安全に学べる教育環境の整備であります。
土日･祝日及び長期休業時の部活動に向け､スクールバス対応の生徒の交通手段として、市内路線バスの活用を図ります。
不審者被害防止の取り組みとして､不審者情報メールによる注意喚起に努めるとともに、その周知を広げるため、学校ごとに保護者へメール送信できるシステムの運用を実施します。
また、空き家マップに交通事故情報等を記載して内容充実を図るほか、防犯教室、防犯訓練の他、地域安全パトロール隊への情報提供と行動連携を一層進めます。
いじめ問題については、「いじめの根絶」に向けて、いじめアンケート調査を年３回以上実施するとともに、子ども達の主体的な考えや方針による仮称「室蘭子ども会議」を開催し、未然防止や早期発見・早期対応の取り組みを進めます。
不登校や虐待の問題については、定期的な調査の実施と要保護児童対策地域協議会との連携による未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実を図ります。
また、不登校児童生徒の早期学校復帰に向けて適応指導教室訪問アドバイザーと各学校の連携により早期復帰の取り組みに努めます。
次に、規範意識の低下が課題とされる中、非行などの芽を早期に摘むなど、問題行動の防止に努めるほか、薬物乱用防止教室やネット使用に関わるマナー教室、性に関する指導の充実を図ります。

次に、「防災教育」を含めた危機管理の対応については、本市防災計画と昨年度策定した暫定的な指針に基づき、学校危機管理マニュアルの見直しと点検を行うとともに、未然防止や初期対応、事後の対応やケアなど、状況に応じた適切な対応ができるよう、その運用と研修、訓練等の充実を図ります。

次に、学校と地域の連携については、学校統合による学校区の広域化にともない、地域と学校が交流する懇談会などの開催を統合校にお願いするとともに、各中学校区の特色を尊重する中で、実態に即した活動が円滑に進むよう情報提供や助言に努め、地域とともに歩む開かれた学校づくりを推進します。
次に、放課後の児童対策としては、スクール児童館の利用実態や障がいを持つ子どもの対応として、指導員の配置などの見直しを行います。また、ひきこもり、ニート、など、若者の抱える問題の深刻化に対処するため、室蘭市青少年問題協議会での審議の充実を図

ります。

次に、学校給食については、学校給食センター調理業務の民間委託に伴い、民間業者の知識・技術を取り入れた衛生管理の実施と栄養教諭による食育指導の拡大充実を図り、安心・安全な学校給食の提供に努めます。

次に、学習環境の整備ですが、平成２５年４月開校予定の室蘭西中学校については、校舎棟及び体育館の建設工事を引き続き進めるほか、平成２７年４月開校予定の中央・港南地区統合小学校の実施設計に着手します。また、「第３期学校適正配置計画」に基づき、平成２８年４月開校を目指した、港北・本輪西地区における統合校の基本設計を実施します。

第３の柱は、人とまちが生きる生涯学習の推進であります。
「室蘭市社会教育振興計画」に基づき、本市の持つ地域特性を活かしつつ、市民一人ひとりが生涯にわたり学び、豊かな人生を送りながらその成果を還元できる社会の実現をめざし、地域の活力と教育力を向上させていく環境づくりや施策を総合的に推進します。

文化振興につきましては、引続き文化芸術活動の振興を図るほか、室蘭市開港１４０年・市制施行９０年記念事業として、仮称「ロシアバレエ室蘭公演」の開催のほか、市民美術館では、「道展移動展」を開催するなど、関係諸団体と連携協力をしながら、市民に優れた音楽・演劇などの鑑賞機会を提供します。
また、新たに国指定の名勝となった絵鞆半島外海岸については、市ホームページ等で周知を図るとともに、縄文文化の保護とデータベース化を図り、市民意識の啓発に努めます。

次に、読書活動推進につきましては、子どもの成長期に併せた読書環境を整備するため、親子読書ふれあい事業や読み聞かせボランティアなどの育成のため、「わらべうたから絵本の世界へ」を開催します。また、港の文学館では、芥川賞作家である三浦清宏氏の特別展などを開催します。

次に、男女平等参画社会に向けた取り組みにつきましては、推進団体と協働した啓発活動とともに、男女共生セミナーの開催など、男女平等意識への醸成を図ります。

次に、スポーツ振興につきましては、室蘭市開港１４０年・市制施行９０年記念事業として白鳥大橋ハーフマラソン大会などを開催するほか、パークゴルフ場の増設に着手するなど、施設整備の充実を図るとともに、スポーツ関係団体と連携を図り、市民が安心・安全に利用できる施設整備の充実と地域スポーツの振興を推進し、市民の健康増進の機会拡大や各種大会などの誘致に努めます。

以上、平成２４年度教育行政方針について、申し上げました。教育改革が進む中、教育行政の果たす役割は、ますます重要との認識に立ち、「子ども達が生き生きと輝く室蘭の教育づくり」と「生涯にわたって主体的に学ぶ環境づくり」に努めてまいりますので、議会並びに市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。